

「食料・農業・農村基本法」と 食料・農業・農村を取り巻く情勢

令和5年(2023年)1月

北海道農政部農政課

1 戦後農政の大きな流れ

- 「農業基本法」の下、農業の生産性向上や生活水準の均衡など、一定の役割は果たしてきたものの、兼業化の進展、農業者の高齢化、国際化や需要の変化に伴う食料自給率の低下など、食料・農業・農村をめぐる状況が大きく変化。
- これを踏まえ、①「農業」に加え「食料」「農村」という視点から施策を構築、②効率的、安定的経営体育成、③市場原理の一層の導入を基本的課題とする「新しい食料・農業・農村政策の方向」を平成4(1992年)年に取りまとめ。
- 平成11(1999)年には、「食料・農業・農村基本法」に基づく農政を展開。

	昭和20(1945)年	昭和36(1961)年	平成4(1992)年	平成11(1999)年
	戦後農政		新政策	新基本法農政
		S36 農業基本法制定		H11 食料・農業・農村基本法制定
基本的課題	農村の貧困追放と都市への食料供給	①生産性、所得の農工間格差の是正 ②米麦中心の生産から、畜産、野菜、果樹等需要が拡大する作物へ生産転換(選択的拡大)	①「農業」に加え「食料」「農村」という視点から施策を構築 ②効率的、安定的経営体育成 ③市場原理の一層の導入	①食料の安定供給の確保 ②多面的機能の十分な発揮 ③農業の持続的な発展 ④農村の振興 ⇒食料自給率目標の導入
農地	広範な自作農を創設・定着するための農地改革	農地流動化推進	担い手の育成・確保	効率的・安定的農業経営が担う農業構造の確立
担い手・経営	<ul style="list-style-type: none"> 農地法の制定(S27) 農協法の制定(S22) 農業災害補償法の制定(S22) 	<ul style="list-style-type: none"> 農地法の改正(S45)(借地による農地流動化) 農用地利用増進事業(S50、単独法化(S55)) 自立経営農家の育成(農業基本法(S36)) 農業災害補償法の改正(果樹共済の開始(S47)) 	<ul style="list-style-type: none"> 農業経営基盤強化促進法(H5) <ul style="list-style-type: none"> 経営支援策の体系化 認定農業者制度の創設 スーパーL資金の創設(H6) 	<ul style="list-style-type: none"> 農地法の改正(H21) <ul style="list-style-type: none"> リース方式による一般企業参入の全面自由化 農地中間管理機構関連2法の制定(H25) <ul style="list-style-type: none"> 農地中間管理機構を都道府県段階で創設 農協法改正(H27) <ul style="list-style-type: none"> 地域農協が農業所得の向上に全力投球できる環境の整備 中山間地域等直接支払制度(H12) 経営所得安定対策等大綱(H17) <ul style="list-style-type: none"> 品目横断的経営安定対策(H19)と農地・水・環境保全向上対策(H19)が俾の両輪 販売農家を対象に、恒常的なコスト割れに着目した全国一律の交付単価での直接支払いを実施 米価下落時の補填 戸別所得補償制度(H22~H25) <ul style="list-style-type: none"> ※「経営所得安定対策」に名称変更(H25) 「制度設計の全体像」の決定(H25) <ul style="list-style-type: none"> 経営所得安定対策の見直し、日本型直接支払(多面的機能支払)の創設、水田のフル活用及び米の生産調整の見直しを含む米政策の実施
米	食料が絶対的に不足し食糧増産が大命題	米の生産調整開始	国の全量管理から民間主導の流通へ	米政策改革
食糧法制定(S17)	<ul style="list-style-type: none"> 食糧増産5か年計画(S27) 恒常的な米輸入 	<ul style="list-style-type: none"> 米価算定に生産費所得補償方式導入(S35) 米の生産調整本格開始(S46) 	<ul style="list-style-type: none"> 食糧法制定(H6) <ul style="list-style-type: none"> 備蓄のための政府買入れに限定 計画流通制度への移行等 新たな米政策大綱決定(H9) <ul style="list-style-type: none"> 稲作経営安定対策創設(H9) 備蓄運営ルールの導入 	<ul style="list-style-type: none"> 米政策改革大綱決定(H14) <ul style="list-style-type: none"> 生産数量目標の配分を需要実績に基づく数量配分とする(売れる米づくり)、地域の創意工夫による助成(産地づくり対策) 食糧法改正(H16) <ul style="list-style-type: none"> 計画流通制度の廃止等 米の需給調整の見直し(H22~) <ul style="list-style-type: none"> 米の直接支払交付金の交付対象を需給調整参加者とする 「制度設計の全体像」の決定(再掲) 行政による生産数量目標の配分廃止(H30)

2 食料・農業・農村基本法の制定

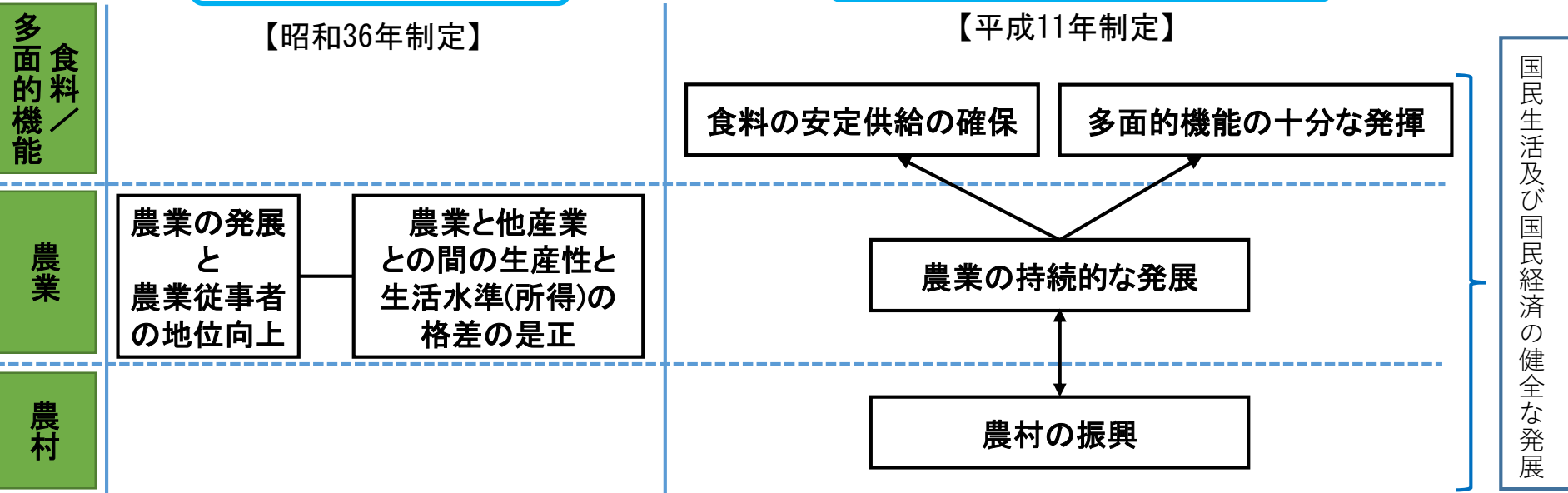
- 「農業基本法」においては、他産業との生産性格差の是正のために農業の生産性を向上し、農業従事者が所得を増大して他産業従事者と均衡する生活を営むことをもって、農業の発展と農業従事者の地位を向上させることを理念としてきたところ。
- 「食料・農業・農村基本法」においては、国民的視点に立った政策展開の観点から、①食料の安定供給の確保、②農業の有する多面的な機能の発揮、③農業の持続的な発展、④その基盤としての農村の振興を理念とする。

農業基本法

【昭和36年制定】

食料・農業・農村基本法

【平成11年制定】



- ポイント
- 農業の生産性の向上
 - 農業の総生産の増大と選択的拡大
 - 農産物の価格の安定
 - 家族農業経営の発展と自立経営等

- 基本計画の策定 (R2に現行計画策定(食料自給率目標:45%))
- 消費者重視の食料政策の展開
- 効率的かつ安定的な農業経営による生産性の高い農業の展開
- 市場評価を適切に反映した価格形成と経営安定対策
- 自然循環機能の維持増進
- 中山間地域等の生産条件の不利補正 等

3 食料・農業・農村基本法の概要

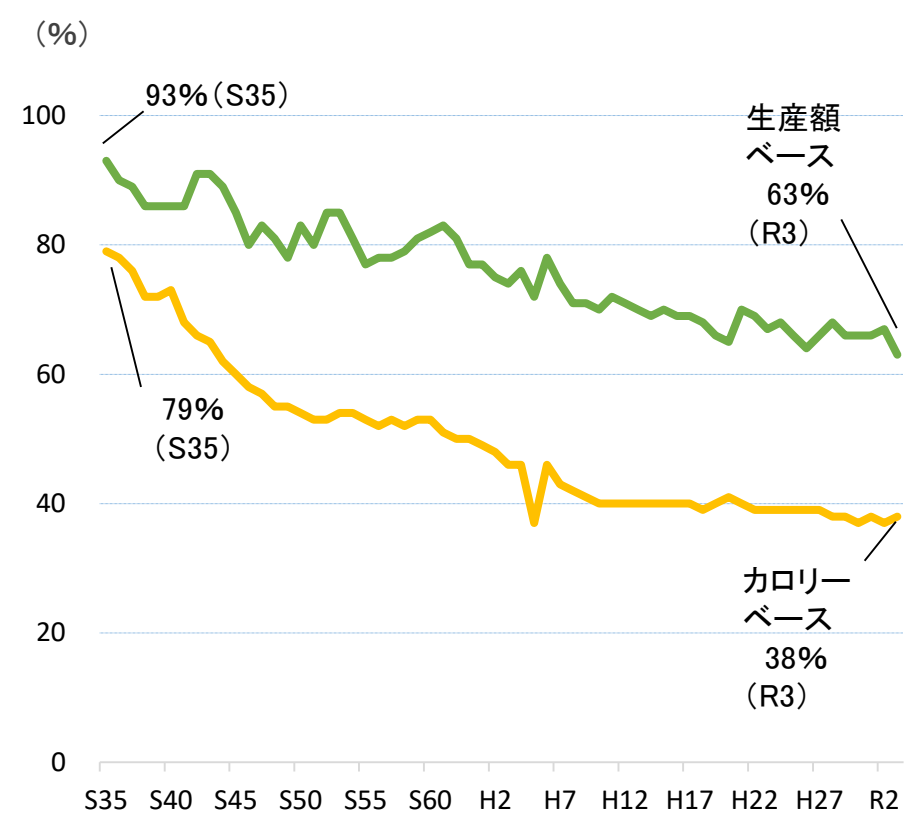
○ 「食料・農業・農村基本法」は、農政の基本理念や政策の方向を示すもので、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的。

区分	基本理念	基本的施策
食料の安定供給の確保 (第二条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。</u> ○ <u>国民への食料の安定的な供給は、国内農業生産の増大を基本に備蓄と輸入を適切に組み合わせて行わなければならない。</u> ○ <u>食料の供給は農業の生産性の向上を促進しつつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない。</u> ○ <u>国民が最低限度必要とする食料は、不測の要因により国内需給がひっ迫する場合においても、供給の確保が図られなければならない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・食料消費に関する施策の充実 ・食品産業の健全な発展 ・農産物の輸出入に関する措置 ・不測時における食料安全保障 ・国際協力の推進 等
多面的機能の発揮 (第三条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>国土保全、水源かん養、自然環境保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能は、適切かつ十分に発揮されなければならない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然循環機能の維持増進 ・中山間地域等の振興 等
農業の持続的な発展 (第四条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・望ましい農業構造の確立 ・専ら農業を営む者等による農業経営の展開 ・農地の確保及び有効活用 ・農業生産の基盤の整備 ・人材の育成及び確保 ・女性の参画の促進 ・高齢農業者の活動の促進 ・農業生産組織の活動の促進 ・技術の開発及び普及 ・農産物の価格の形成と経営の安定 ・農業災害による損失の補てん ・自然循環機能の維持増進 ・農業資材の生産及び流通の合理化 等
農村の振興 (第五条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・農村の総合的な振興 ・中山間地域等の振興 ・都市と農村の交流 等

4 我が国の食料自給率の状況

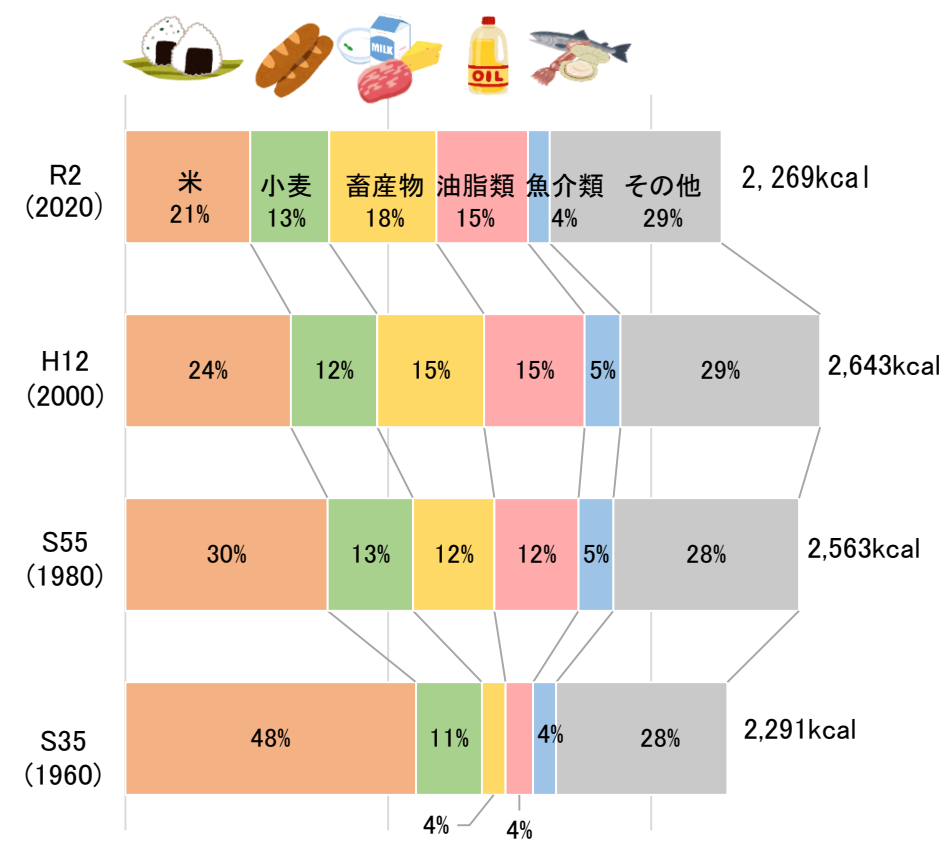
○ 我が国の食料自給率(カロリーベース)は、昭和35年度の79%から、令和3年度の38%へと大きく低下。
 ○ これは、食生活の多様化が進み、国産で需要を満たすことのできる米の消費が減少した一方、畜産物や油脂類の消費量が増加したことが主な要因。

■ 我が国の食料自給率の推移



資料：農林水産省「食料需給表」(令和3年(2021年)8月)から作成
 注：R2は概算値

■ 我が国の食生活の変化 (国民一人・1日当たりの供給熱量の構成比率の推移)

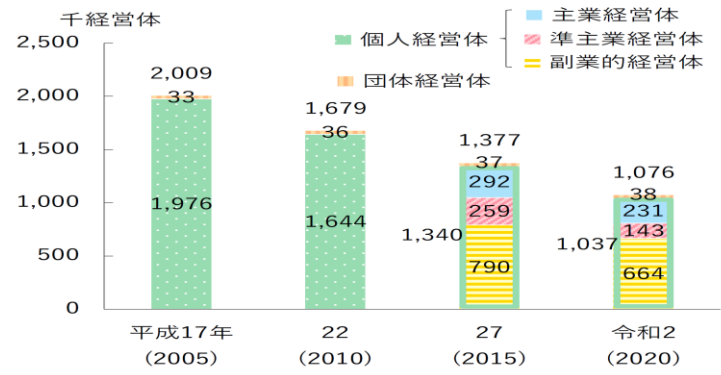


資料：農林水産省「食料需給表」(令和3年(2021年)8月)から作成

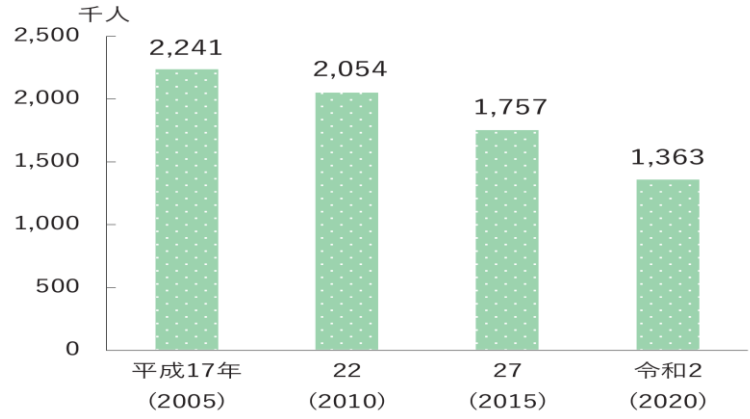
5 我が国の農業構造の変化①

○ 我が国の農業経営体数、基幹的農業従事者（個人経営体）は減少傾向が続いており、基幹的農業従事者（個人経営体）のうち65歳以上の階層が全体の70%（94万9千人）を占め高齢化が進行。

■ 農業経営体数



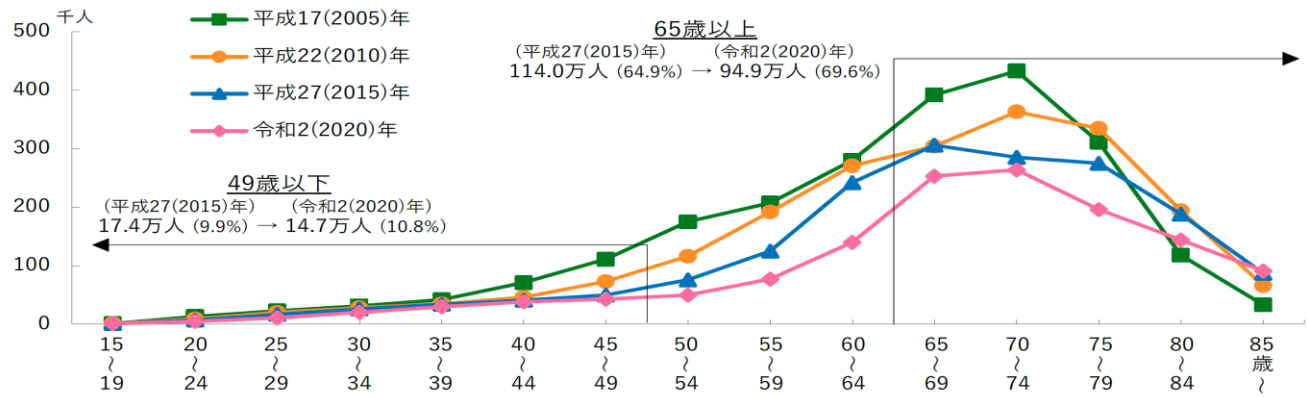
■ 基幹的農業従事者数



資料：農林水産省「農林業センサス」
 注：1) 各年2月1日時点の数値
 2) 主業経営体…65歳未満の世帯員(年60日以上自営農業に従事)が
 いる農業所得が主の個人経営体
 準主業経営体…65歳未満の世帯員(同上)がいる農外所得が主
 の個人経営体
 副業的経営体…65歳未満の世帯員(同上)がいない個人経営体

資料：農林水産省「農林業センサス」、「2010年世界農林業センサス」
 (組替集計)
 注：1) 各年2月1日時点の数値
 2) 平成17(2005)年の基幹的農業従事者数は販売農家の数値

■ 年齢階層別基幹的農業従事者数

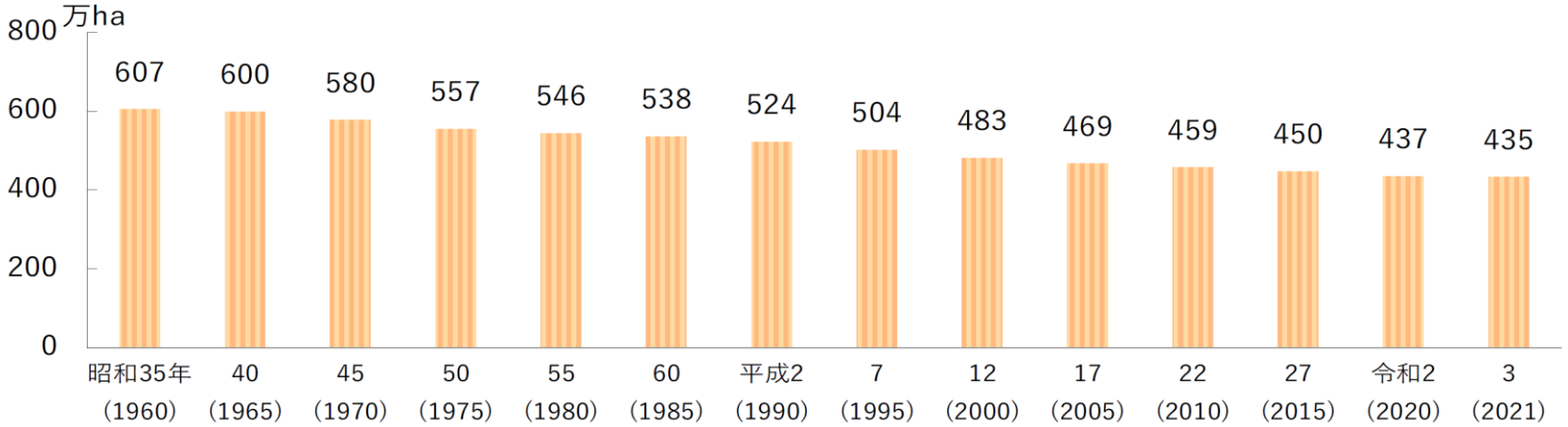


資料：農林水産省「農林業センサス」、「2010年世界農林業センサス」(組替集計)
 注：1) 各年2月1日時点の数値
 2) 平成17(2005)年の基幹的農業従事者数は販売農家の数値

6 我が国の農業構造の変化②

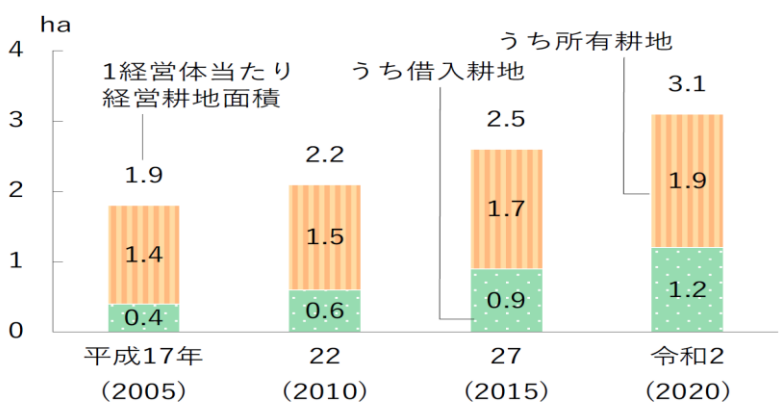
- 農地面積は減少傾向にあり、令和3は435万haと、昭和35年の607万haと比べると28%、平成17年の469万haと比べると7%減少。
- 1農業経営体当たりの経営耕地面積は、借入耕地面積の増加もあり拡大傾向。

■ 農地面積



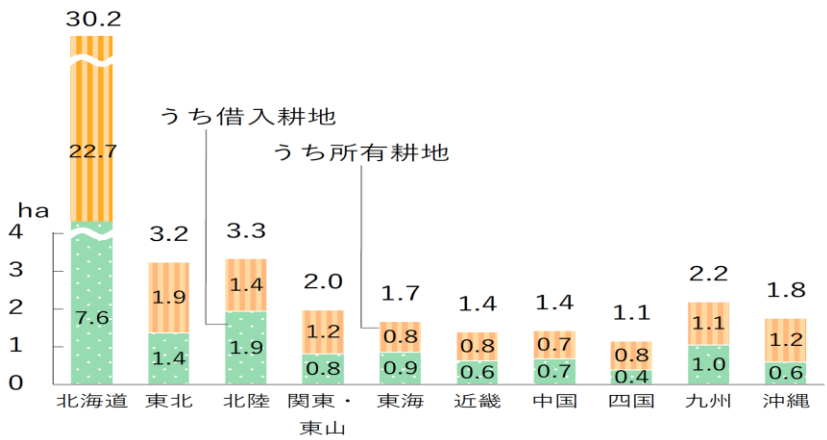
資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

■ 1 農業経営体当たり経営耕地面積



資料：農林水産省「農林業センサス」を基に作成
注：各年2月1日時点の数値

■ 地域別の1農業経営体当たり経営規模 (R2)

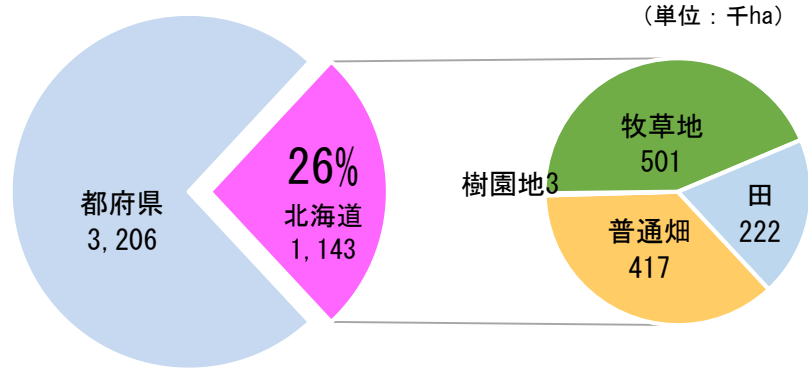


資料：農林水産省「2020年農林業センサス」を基に作成

7 北海道農業の特徴と地位①

- 全国の1/4を占める耕地面積を活かし、稲作、畑作、酪農など土地利用型農業を中心とした、生産性の高い農業を展開。
- 1農業経営体当たりの経営耕地面積は30.8haと都府県の14倍であり、大規模で専門的な経営を展開。

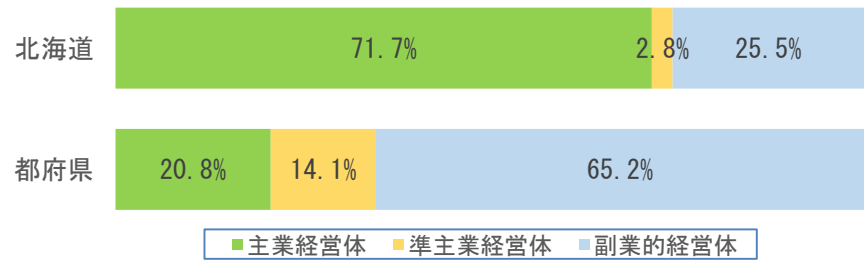
■ 耕地面積 (R3)



■ 農業経営体数 (R3)



■ 個人経営体の主副業別経営体数割合 (R3)



■ 本道と都府県の経営規模等の比較

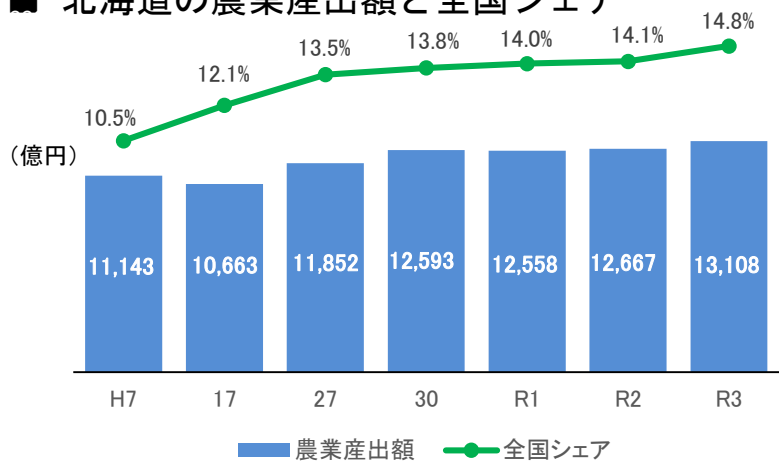
区分	単位	北海道(a)	都府県(b)	a/b	年次
1経営体あたり経営耕地面積	ha	30.8	2.2	14.0	R3
担い手への農地集積率	%	91.4	47.3	1.9	R3
基幹的農業従事者の65歳未満比率	%	60.6	28.7	2.1	R3
主業農家率	%	74.4	20.8	3.6	R3
1戸あたり乳用牛飼養頭数	頭	152.2	67.8	2.2	R4
1戸あたり肉専用種肉用牛飼養頭数	頭	105.5	44.1	2.4	R4
1経営体あたり農業所得	千円	6,196	990	6.3	R2

資料：農林水産省「耕地面積調査」「農業構造動態調査」「生産農業所得統計」「畜産統計」「営農類型別経営統計」

8 北海道農業の特徴と地位②

- 本道の農業産出額は近年1兆円を上回って推移しており、令和3年は1兆3,108億円(全国1位)で、全国の15%。
- 本道の食料自給率(カロリーベース)は217%(全国1位)で、国産供給熱量に占める北海道の割合は24%。
- 本道は多くの農産物の生産量が全国一であり、国内最大の食料供給地域として、食料の安定供給に大きく貢献。

■ 北海道の農業産出額と全国シェア

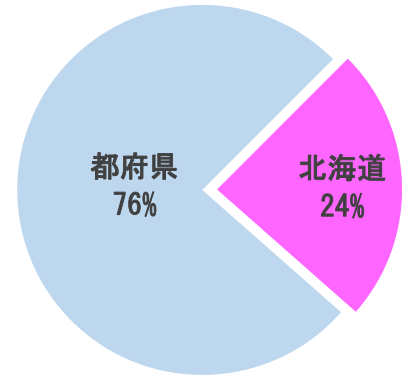


資料：農林水産省「生産農業所得統計」

■ 北海道の食料自給率 (R2)

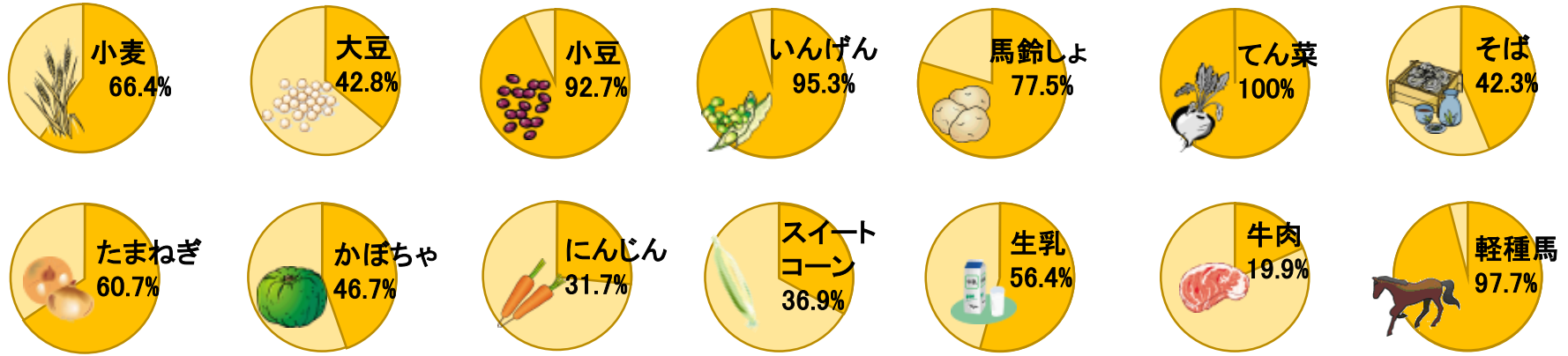
R2	食料自給率 (カロリーベース)
全国	37%
北海道	217%

【国産供給熱量に占める北海道の割合】



資料：農林水産省「都道府県別食料自給率」

■ 北海道が生産量で全国一の主な農畜産物 (R3)

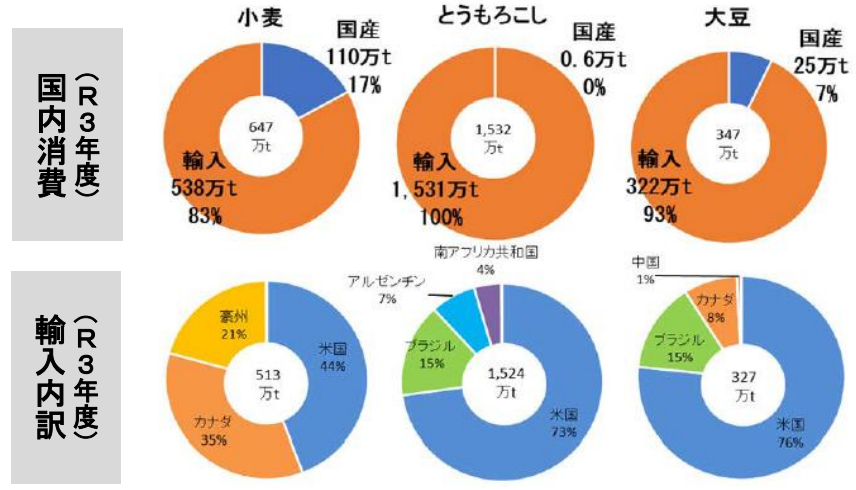


資料：農林水産省「作物統計」、「牛乳乳製品統計」、「畜産統計」、「食肉流通統計」、(公社)日本軽種馬協会「軽種馬統計」

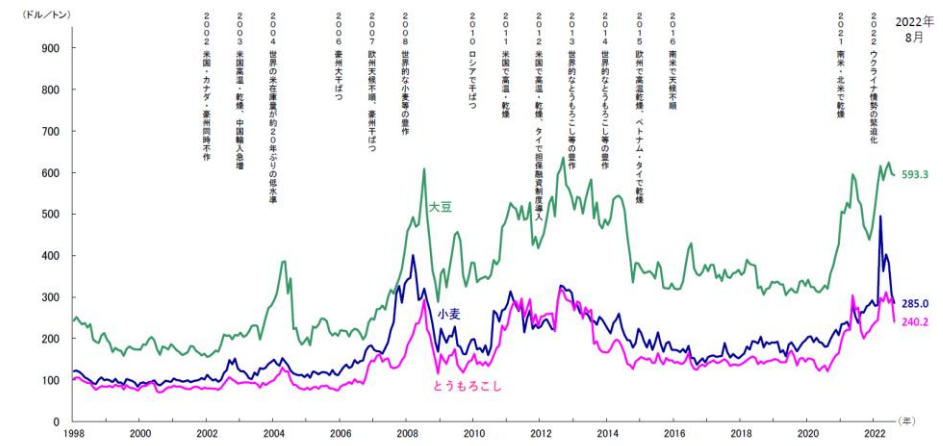
9 食料安全保障上のリスクの顕在化①(主要穀物等の輸入依存)

- 国内で消費される主要穀物等のうち、小麦の約8割、大豆の約9割、畜産物の生産に不可欠なとうもろこしのほぼ全量が輸入に依存。
- 主要穀物等の国際価格は、新興国の畜産物消費の増加やウクライナ情勢等により、高い水準で推移。

■ 主要穀物等の国内消費に占める国産・輸入割合



■ 穀物等の国際価格の動向 (ドル/トン)



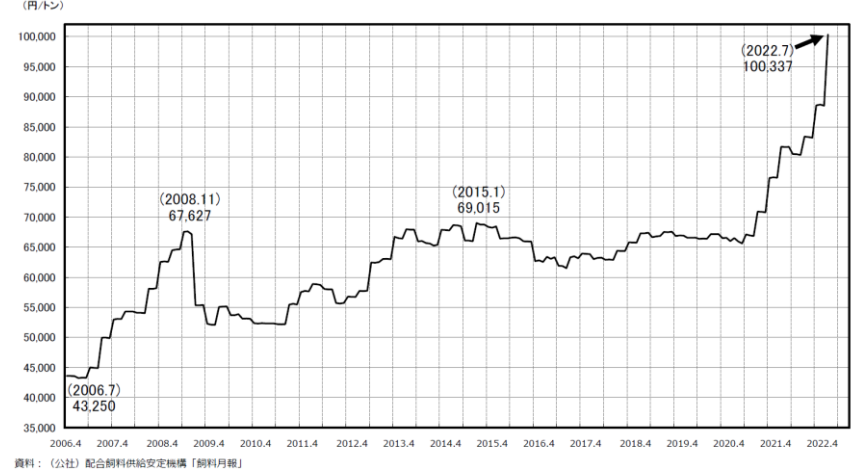
■ 飼料自給率の推移

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3 (概算)	R12 (目標)
	全体	26%	26%	26%	27%	28%	27%	26%	25%	25%	25%	25%
粗飼料	77%	76%	77%	78%	79%	78%	78%	76%	77%	76%	76%	100%
濃厚飼料	12%	12%	12%	14%	14%	14%	13%	12%	12%	12%	13%	15%

※「粗飼料」…乾草、サイレージ、牧草、青刈とうもろこし、稲発酵粗飼料(稲WCS)、放牧利用、稲わら、野草(林間地等)

※「濃厚飼料」…穀類(とうもろこし、飼料用米等)、エコフィード(パンくず、豆腐粕等)、糠・粕類(フスマ、ビートパルプ、大豆油粕、菜種油粕等)

■ 配合飼料工場渡価格の推移



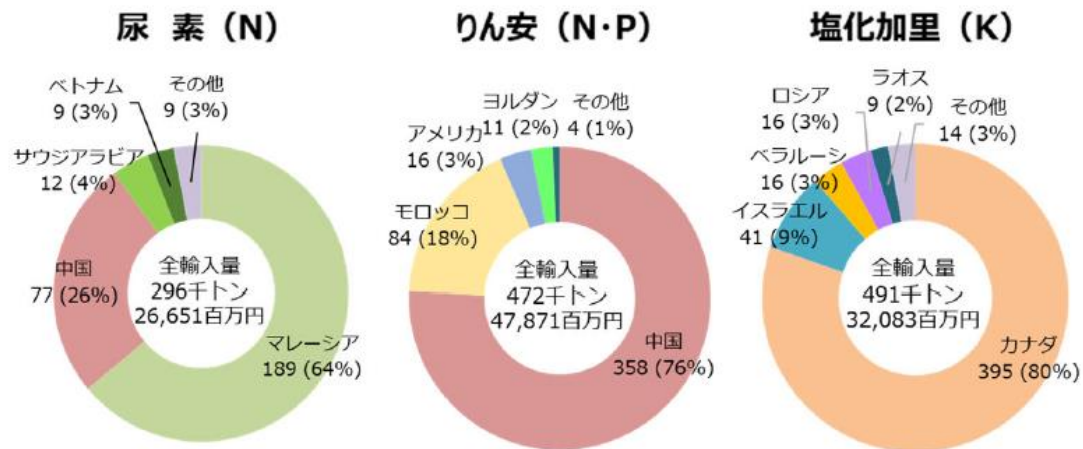
10 食料安全保障上のリスクの顕在化②(肥料等の生産資材の輸入依存)

- 化学肥料原料については、国内での自給が困難であり、特定の国への依存度が高く、ほぼ全量を輸入に依存。
- 化学肥料原料の国際価格や燃油価格も含め、ウクライナ情勢等により、高い水準で推移。

■ 肥料原料の自給・輸入状況 (2021肥料年度)

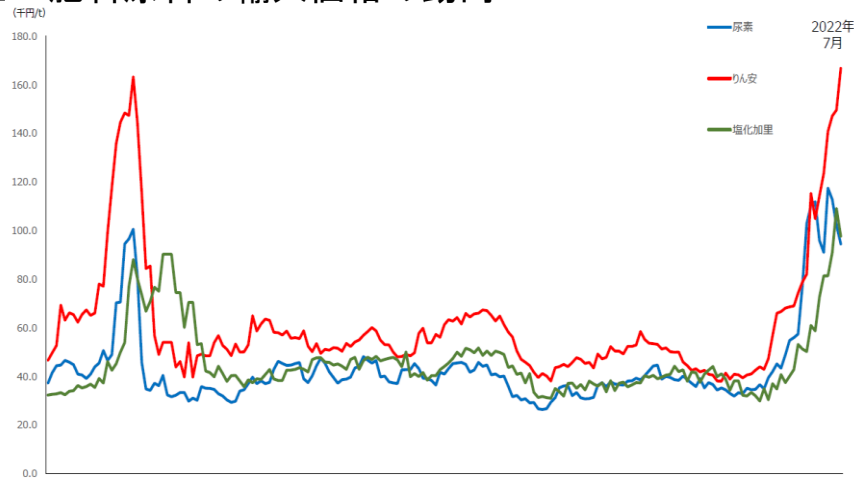
種類	自給状況
尿素	約5%
りん安 (リン酸アンモニウム)	ほぼ全量を輸入
塩化加里 (塩化カリウム)	ほぼ全量を輸入

注：肥料年度は7月～6月

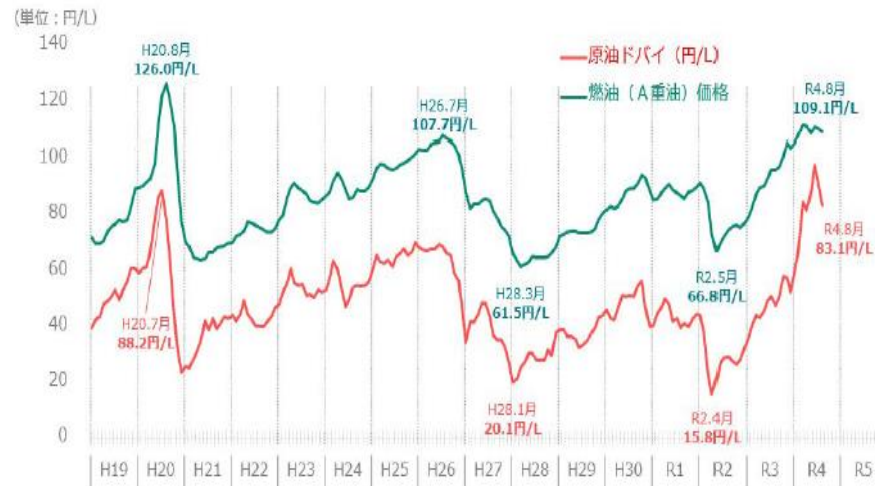


資料：財務省「貿易統計」等

■ 肥料原料の輸入価格の動向



■ 原油・A重油価格の動向



11 食料・農業・農村基本法をめぐる動き①

- 令和4年6月、政府は、世界の食料需給等をめぐるリスクが顕在化していることを踏まえ、「**経済財政運営と改革の基本方針2022**」及び「**農林水産業・地域の活力創造プラン**」において、**食料安全保障の強化を位置付け**。
- また、「**農林水産業・地域の活力創造プラン**」において、**令和4年秋から「食料・農業・農村基本法」の検証作業を本格化し、将来にわたる食料の安定供給確保に必要な総合的な対策の構築に着手**するとされた。

経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定)抜粋

第3章内外の環境への対応

1. 国際環境の変化への対応

(4) **食料安全保障の強化**と農林水産業の持続可能な成長の推進

我が国の食料・農林水産業が輸入に大きく依存してきた中で、世界の食料需給等を巡るリスクが顕在化していることを踏まえ、生産資材の安定確保、国産の飼料や小麦、米粉等の生産・需要拡大、食品原材料や木材の国産への転換等を図るとともに、肥料価格急騰への対策の構築等の検討を進める。今後のリスクを検証し、将来にわたる食料の安定供給確保に必要な総合的な対策の構築に着手し、食料自給率の向上を含め**食料安全保障の強化を図る**。

農林水産業・地域の活力創造プラン(令和4年6月21日改訂)抜粋

1. **食料安全保障の確立**

コロナ・ウクライナ情勢等により顕在化したリスクを踏まえて、カーボンニュートラルの取組と合わせ、過度な輸入依存からの脱却など、**我が国の食料安全保障の強化に向けて**、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定)」を速やかに実施するとともに、以下の対策について検討を行い、直面する危機に万全に対応するために必要な施策を実施する。

- ① 肥料価格の急激な高騰への対策の構築等の検討をはじめ、燃油・飼料等の価格高騰対策、調達国の多角化や肥料原料の備蓄など肥料の安定確保体制の構築、堆肥等の国内資源の有効活用
- ② 輸入依存穀物(小麦・大豆・トウモロコシなど)の増産、備蓄の検証等
- ③ 米粉の需要拡大・米粉製品の開発、食品産業の国産原料への切替促進等
- ④ みどりの食料システム戦略(カーボンニュートラル等)の推進
- ⑤ 食料安全保障に資する中山間地域等の振興
- ⑥ 産地・食品産業が一体となった輸出促進
- ⑦ カーボンニュートラルの実践や安定的かつ持続的な国産材供給体制の構築に向けた森林・林業・木材産業の振興
- ⑧ 資源管理の着実な実施に向けた水産業の振興

その上で、将来を見据えた食料安全保障の強化に向け、人と農地、消費者、フードシステム・価格形成、条件不利地域、研究開発、国土強靱化、環境との調和など、幅広い観点で中長期的な課題の検討を行う。その際、改めて食料安全保障上のリスクの分析・評価、現行施策の検証を進め、不測の事態を想定した具体的な対応・施策の構築の検討を進めるとともに、**令和4年秋から食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)の検証作業を本格化し、将来にわたる食料の安定供給確保に必要な総合的な対策の構築に着手**する。

12 食料・農業・農村基本法をめぐる動き②

- 令和4年9月9日、政府は「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」(本部長:内閣総理大臣)を設置、農林水産省は「農林水産省食料安定供給基盤強化本部」(本部長:農林水産大臣)を設置。
- 全ての農政の根幹である食料・農業・農村基本法について、世界的な食料情勢や気候変動、海外の食市場の拡大など、我が国の食料・農業を取り巻く課題の変化を踏まえ、制定後約20年間で初めて、総合的な検証を行い、見直しに向けた検討と、令和5年6月めどに食料・農業・農村施策の新たな展開方向の取りまとめを指示。

「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」

【目的】

我が国の食料の安定供給・農林水産業の基盤強化を図ることにより、スマート農林水産業の推進、農林水産物・食品の輸出促進、農林水産業のグリーン化等による農林水産業の成長産業化及び食料安全保障の強化を推進するための方策を総合的に検討するため、内閣に、「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」を設置する。

【総理大臣指示】

- ・ 全ての農政の根幹である食料・農業・農村基本法について、制定後約20年間で経過しており、初めての法改正を見据えて、関係閣僚連携の下に総合的な検証を行い、見直しを進めること。（令和4年9月9日）
- ・ 令和5年度中に食料・農業・農村基本法改正案を国会に提出することを視野に、令和5年6月めどに食料・農業・農村政策の新たな展開方向を取りまとめること。（令和4年12月27日）

「農林水産省食料安定供給基盤強化本部」

【目的】

食料安全保障の実現及び農林水産業の持続的な発展に向けて、構造的な課題に対応するための各般の施策を検討するとともに、農政の基本的な方向を示す食料・農業・農村基本法について総合的な検証を行い、見直しに向けた検討を進めることを目的に、「農林水産省食料安定供給基盤強化本部」を設置する。

【農林水産大臣（記者会見）】

- ・ 食料・農業・農村基本法が今日的課題に応え、将来を見据えたものとなるよう、検証、見直しにしっかりと取り組み、1年ぐらいはかけて検証。（令和4年9月9日）
- ・ 食料安全保障の強化に向けた構造転換対策を行う。また、食料・農業・農村政策の新たな展開方向の取りまとめに向け、しっかりと検討する。（令和4年12月27日）

13 食料・農業・農村政策審議会「基本法検証部会」の設置

- 農林水産省では、令和4年9月に食料・農業・農村政策審議会に食料・農業・農村基本法の検証等について諮問するとともに、「基本法検証部会」を設置。
- 「基本法検証部会」は令和4年10月から議論が開始され、食料・農業・農村基本法の総合的な検証と見直しに向けた検討が進められており、令和5年度中の基本法の改正案の国会提出を視野に、令和5年6月をめどに食料・農業・農村政策の新たな展開方向を取りまとめる予定。

■ 基本法検証部会のスケジュール

時 期	事 項
令和4年 9月29日	○食料・農業・農村政策審議会に基本法の検証等について諮問 ○基本法検証部会を設置
10月18日	○第1回基本法検証部会 ・ 月2回程度のペースで開催 ・ 以下のテーマに関し、有識者ヒアリング、施策の検証、意見交換等を実施 ①食料の安定供給の確保 （食料安全保障、輸出促進を含む） ②農業の持続的な発展 ③農村の振興 ④多面的機能の発揮
令和5年 6月	上記のヒアリングや検証等を踏まえた議論 ○ <u>食料・農業・農村政策の新たな展開方向の取りまとめ</u>

14 「基本法検証部会」の開催状況(これまでの7回分)

開催状況	テーマ	主な論点
【第1回】 10月18日	食料の輸入リスク	<ul style="list-style-type: none"> 輸入は食料の安定供給に重要な手段 基本法制定以降、<u>近年、輸入が不安定</u> 世界の食料需要は増大する中、<u>日本の国際的な地位及び購買力が低下</u>
【第2回】 11月2日	国内市場の将来展望と輸出の役割	<ul style="list-style-type: none"> 今後、<u>国内市場は急速に縮小</u>し、持続的な農業生産に影響 一方、<u>世界の市場は急速に拡大</u>、<u>海外市場も志向する産業に転換する必要</u> 持続的な農業・食品産業のため<u>適正な価格形成の在り方</u>について検討する必要
【第3回】 11月11日	国際的な食料安全保障に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> 国際的に食料安全保障に「国民一人一人が健康な食生活を享受できること」が位置付け 近年、日本においても、<u>平時における食料安保リスクが顕在化</u> <u>食品アクセス困難者や経済的弱者への対策の在り方</u>
【第4回】 11月25日	人口減少下における担い手の確保	<ul style="list-style-type: none"> 今後20年で<u>基幹的農業従事者が現在の1/4(約120万人→30万人)まで激減するおそれ</u> <u>認定農業者は農業生産基盤の維持や食料供給に重要な役割を担っている。</u> <u>法人経営は農地等の受け皿、経営の多角化・複合化などにおいて重要な役割を担うことが求められる</u> 個人・法人経営体ともに<u>事業継続、経営規模拡大のため、新規就農者の確保が重要</u>であるが、生産年齢人口の減少で、<u>今後、若い就農者の確保が困難</u> 外国労働者は増加しているが、その安定的な確保には環境整備が必要
【第5回】 12月9日	需要に応じた生産	<ul style="list-style-type: none"> 現行基本法では、農産物の価格を市場に委ねることによって、需要に応じた生産が行われることを期待したが、<u>稲作が固定化したことにより、需要に応じた生産ができていない</u> 需要のある作物への転換が十分に進んでおらず、<u>農地余りが生じている</u> 需要に応じた生産に誘導するため、<u>ニーズのある作物への転換について、政策として推進する必要</u>
【第6回】 12月23日	食料安定供給のための生産性向上・技術開発	<ul style="list-style-type: none"> <u>土地生産性や労働生産性を飛躍的に向上させるためには、ITやロボット技術など先端技術を活用した技術革新(ブレークスルー)が必要</u> スマート農業は、導入コストの低減が課題であり、農業支援サービス事業者へのアウトソーシングが必要 国や都道府県の研究開発力は弱体化しており、<u>現行の国・都道府県を中心とした育種システム・体制の刷新が必要</u>
【第7回】 1月13日	持続可能な農業の確立	<ul style="list-style-type: none"> 世界各国において持続可能性を意識した食料・農業施策が進展しており、<u>持続可能な農業を主流化する必要</u> 持続可能な農業を普遍的なものとするため、「<u>政策手法のグリーン化</u>」を推進する必要 <u>気候変動等の環境変化に適応する生産安定技術、品種の開発・普及などを推進する必要</u>

15 「食料・農業・農村基本法」の改正を踏まえた道の対応

■ 国のスケジュール

時期	内容
令和4年 9月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○「食料・農業・農村政策審議会」に基本法の検証等について諮問 ○基本法検証部会を設置
10月18日～	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回基本法検証部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 月2回程度、「食料の安定供給の確保」や「農業の持続的な発展」、「農村の振興」、「多面的機能の発揮」などをテーマに有識者とヒアリングを実施
12月27日	<食料安全保障強化政策大綱の決定>
令和5年 6月	<ul style="list-style-type: none"> ○食料・農業・農村政策の新たな展開方向の取りまとめ
令和6年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ○令和6年通常国会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本法改正案を提出(予定)

■ 道のスケジュール

時期	内容
令和4年 7月20日	<ul style="list-style-type: none"> ○庁内に「食料安全保障に関する推進チーム」を設置
8月9日	<ul style="list-style-type: none"> ○国との意見交換(第1回目) <ul style="list-style-type: none"> ・ 食料安全保障の強化に向けた当面の対策や中長期的な課題への対応
10月25日	<ul style="list-style-type: none"> ○国との意見交換(第2回目) <ul style="list-style-type: none"> ・ 食料安全保障の強化に向けた道の基本的な考え方と道の展開方向
令和5年 1月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○令和4年度第2回審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本法の見直しに向けた意見・提案(案)について意見聴取
2月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ○国との意見交換(第3回) <ul style="list-style-type: none"> ・ 「食料・農業・農村基本法」の見直しに向けた意見・提案
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○国への政策提案 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本法の見直しに向けた意見・提案

16 「食料・農業・農村基本法」と「食料安全保障強化政策大綱」

食料・農業・農村基本法

【見直しに向けた検討】

制定から約20年が経過し、食料安全保障上のリスクが同法制定時には想定されなかったレベルに達していることから、見直しに向けた検討が進められている。

【基本理念】

- ① 食料の安定供給の確保(第二条)
- ② 多面的機能の発揮(第三条)
- ③ 農村の持続的な発展(第四条)
- ④ 農村の振興(第五条)

食料安全保障強化政策大綱

【策定の趣旨】

食料安全保障の強化が国家の喫緊かつ最重要課題となっていることから、継続的に講ずべき食料安全保障の強化のための必要な対策とその目標を明らかにするもの。

【食料安全保障強化のための重点対策】

- 1 食料安全保障の強化に向けた構造転換
 - ・ 肥料の国産化や安定供給対策
 - ・ 国産飼料の供給・利用拡大
 - ・ 水田の畑地化による麦・大豆の本作化など
- 2 生産資材高騰等による影響緩和
 - ・ 肥料、飼料、燃油の高騰対策
 - ・ 適正な価格形成と国民理解の促進

【関連予算の確保】

毎年の予算編成の過程で、責任を持って確保

17 「食料安全保障強化政策大綱」のポイント

- 本政策大綱では、令和4年度第2次補正予算で措置された食料安全保障構造転換対策を中心に、食料安全保障の強化のための重点対策を位置付け、継続的に実施。
- 令和5年度中の改正案の国会提出も視野に入れた「食料・農業・農村基本法」の見直しの検討結果を踏まえ、本政策大綱も必要に応じて施策の見直し。KPI(成果目標)についても随時改善。

食料安全保障強化のための重点対策

1 食料安全保障の強化に向けた構造転換の実現

(1) 食料生産に不可欠な肥料、飼料等を、国内資源の活用等へ大きく転換

- 堆肥・下水汚泥資源の肥料利用拡大、堆肥等の広域流通、肥料原料の備蓄等により、肥料の国産化や安定供給を確保するための対策の実施
- 構築連携による国産飼料の供給・利用拡大、養殖飼料(魚粉)の国産化の推進
- 園芸から酪農畜産、林業、水産業まで、幅広く省エネ技術の導入加速化 等

(2) 安定的な輸入と適切な備蓄と組み合わせながら、過度な海外依存からの脱却

- 水田を畑地化し、麦・大豆等の本作化の促進
- 輸入小麦に代わって、国内生産が可能な米粉の生産・利用の拡大支援
- 食品事業者における国産切替えなどの原材料の調達安定化の推進 等

2 生産資材等の価格高騰等による影響の緩和

(1) 農林水産業の経営への影響の緩和

- 肥料、配合飼料、燃油の高騰への対応
- 日本政策金融公庫による資金繰り支援 等

(2) 適正な価格形成と国民理解の醸成

- 国民理解醸成に向け情報発信
- 食品ロス削減・フードバンクへの支援 等